

広島市告示第682号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 澤野 佳文

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成26年6月6日

広島市告示第683号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 小田 康喬

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成26年9月26日

広島市告示第684号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 野田 宗志
狂犬病予防指導員 土井 祐樹

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成26年11月4日

広島市告示（中区）第236号

平成26年12月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第237号

平成26年12月1日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第238号

平成26年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第239号

平成26年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第241号

平成26年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第242号**

平成26年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第243号

平成26年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第244号**

平成26年12月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第245号

平成26年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第246号**

平成26年12月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第247号

平成26年12月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第248号**

平成26年12月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第249号

平成26年12月17日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、12月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第250号**

平成26年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第251号

平成26年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第252号

平成26年12月19日

広島バスセンター西自転車等駐車場B内、相生自転車等駐車場内及び富士見第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、12月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第253号

平成26年12月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第254号

平成26年12月22日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、12月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第255号

平成26年12月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月25日から平成27年1月8日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中2区98号線	広島市中区吉島西一丁目471番7地先から広島市中区吉島西一丁目470番15地先まで	旧	メートル 2.20 ～ 2.30	メートル 13.23
			新	メートル 4.00 ～ 4.00	メートル 13.23

広島市告示（中区）第256号

平成26年12月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月25日から平成27年1月8日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中2区98号線	広島市中区吉島西一丁目471番7地先から 広島市中区吉島西一丁目470番15地先まで	平成26年12月25日

広島市告示（中区）第257号

平成26年12月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第258号

平成26年12月25日

広島バスセンター西自転車等駐車場A内及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、12月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第259号

平成26年12月26日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の設定を行います。

広島市長 松井一實

- 1 設定する区域
中区西白島町の街区の一部
 - 2 設定の内容
別図のとおり。
 - 3 認定年月日
平成26年12月26日
- 別図 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第117号**  
平成26年12月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名 称 サンヒルズ中山町内会
- 2 規約に定める目的 本会は、町民相互の親睦並びに福祉の増進を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡・環境の整備・集会所施設維持管理等を行い、住民の住みよい地域づくりを推進する。又、商業施設としての活性化・発展を図ることを目的とする。
- 3 区 域 広島市東区中山上一丁目6番～27番  
中山北町5番～13番
- 4 事 務 所 広島市東区中山上一丁目12番2号
- 5 代 表 者 橋詰 伸浩  
広島市東区中山上一丁目12番2号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 認 可 年 月 日 平成26年12月2日

~~~~~

広島市告示（東区）第118号
平成26年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第119号**  
平成26年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（東区）第120号
平成26年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第121号**  
平成26年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（東区）第122号
平成26年12月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。その関係図面は平成26年12月18日から平成27年1月7日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	東5区74号里道	広島市東区尾長東一丁目749番1地先から749番1地先まで

~~~~~

**広島市告示（東区）第123号**  
平成26年12月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第124号

平成26年12月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第176号

平成26年12月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第177号

平成26年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第178号

平成26年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第179号

平成26年12月5日

杵木自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、12月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第180号

平成26年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第181号

平成26年12月8日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第四駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、12月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第182号

平成26年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第183号

平成26年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第184号

平成26年12月15日

青崎一丁目自転車等駐車場及び天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、12月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第185号

平成26年12月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。



広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第186号

平成26年12月16日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、12月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第187号

平成26年12月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第188号

平成26年12月22日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、12月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第189号

平成26年12月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第190号

平成26年12月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成26年12月24日
- 3 道路の位置 広島市南区仁保一丁目4番4・5番1の一部・11番2の一部
- 4 幅員 4.40メートル
- 5 延長 30.64メートル

広島市告示(西区)第155号

平成26年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第156号

平成26年12月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第157号

平成26年12月3日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、12月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第158号

平成26年12月3日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 認定の取消しに係る区域

広島市西区観音新町四丁目2874-92, 93, 94, 95, 100, 101

2 認定の取消しに係る認定番号  
第1号

3 認定の取消しに係る認定年月日  
平成18年3月1日

広島市告示(西区)第159号

平成26年12月3日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を、下記の対象区域について認定しました。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の名称 広島マリーナHOP
- 2 対象区域の位置 広島市西区観音新町四丁目2874-92, 93, 94の一部, 95, 100, 101
- 3 認定番号 第H26認定通知広島市建40005号
- 4 認定年月日 平成26年12月3日

広島市告示(西区)第160号

平成26年12月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第161号

平成26年12月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第162号

平成26年12月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第163号

平成26年12月10日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、12月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第164号

平成26年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例第11条第2項の規定に基づき、放置自転車等を撤去し保管したので、同条例第12条第1項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 放置自転車を撤去した年月日  
平成26年11月21日
- 2 放置自転車を撤去した場所  
広島市西区観音本町一丁目2番32号
- 3 放置自転車を保管している場所  
広島市西区福島町二丁目2番1号  
西区地域福祉センター(西区役所厚生部健康長寿課高齢福祉係)
- 4 放置自転車を特定する事項  
車体番号 STLFA40535

広島市告示(西区)第165号

平成26年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第166号

平成26年12月16日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成26年12月16日から平成27年1月5日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

|    |           |                           |
|----|-----------|---------------------------|
| 区分 | 路線名等      | 所在(起点及び終点)                |
| 里道 | 西3区214号里道 | 己斐上二丁目1856番3地先から1857番地先まで |

広島市告示(西区)第167号

平成26年12月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第168号

平成26年12月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第118号

平成26年12月2日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第21号
- 2 指定年月日 平成26年12月2日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区東原三丁目197番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.05m  
延長 34.50m

広島市告示(安佐南区)第119号

平成26年12月12日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月12日から同年同月26日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 新旧別 | 敷地の幅員(m) | 敷地の延長(m) |
|-------|-----|------|-----|----------|----------|
|-------|-----|------|-----|----------|----------|

|    |           |                                                |   |                   |       |
|----|-----------|------------------------------------------------|---|-------------------|-------|
| 市道 | 安佐南2区29号線 | 広島市安佐南区東野三丁目1162番地1地先から広島市安佐南区東野三丁目1158番地1地先まで | 旧 | 1.80<br>~<br>3.78 | 42.80 |
|    |           | 広島市安佐南区東野三丁目1158番地1地先まで                        | 新 | 2.94<br>~<br>4.90 | 42.80 |

広島市告示(安佐南区)第120号

平成26年12月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月12日から同年同月26日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                           | 供用開始の期日     |
|-------|-----------|------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐南2区29号線 | 広島市安佐南区東野三丁目1162番地1地先から広島市安佐南区東野三丁目1158番地1地先まで | 平成26年12月12日 |

広島市告示(安佐南区)第121号

平成26年12月15日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月27日及び同年12月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第122号

平成26年12月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第22号
- 2 指定年月日 平成26年12月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区沼田町大字伴字三森の6747番9の一部及び6748番6
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50~6.50m  
延長 61.16m



広島市告示（安佐南区）第123号

平成26年12月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第23号
- 2 指定年月日 平成26年12月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中筋三丁目の268番1の一部及び269番11の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.20m  
延長 29.85m

広島市告示（安佐南区）第124号

平成26年12月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第24号
- 2 指定年月日 平成26年12月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内四丁目の119番の一部、120番1の一部及び121番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 34.90m

広島市告示（安佐南区）第125号

平成26年12月26日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月16日及び同月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第136号

平成26年12月12日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月12日から同月26日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-------|--------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 県道    | 宇津可部線 | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬756番2地先から安佐北区可部町大字今井田字柳瀬752番2地先まで | 旧   | 3.50<br>～<br>4.00 | 70.30    |
|       |       |                                                  | 新   | 3.90<br>～<br>4.90 |          |

広島市告示（安佐北区）第137号

平成26年12月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月12日から同月26日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日     |
|-------|-------|--------------------------------------------------|-------------|
| 県道    | 宇津可部線 | 安佐北区可部町大字今井田字柳瀬756番2地先から安佐北区可部町大字今井田字柳瀬752番2地先まで | 平成26年12月12日 |

広島市告示（安佐北区）第138号

平成26年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第139号

平成26年12月19日

可部駅西口駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川南口駐輪場、玖村駅駐輪場、安芸矢口駅駐輪場及び中三田駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月18日に広島市西部自転車等保管場所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第140号

平成26年12月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月19日から平成27年1月8日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区716号線 | 安佐北区深川七丁目312番1地先から<br>安佐北区深川七丁目307番3地先まで | 旧   | 3.30<br>～<br>4.90 | 46.70    |
|       |            |                                          | 新   | 6.10<br>～<br>9.20 |          |

広島市告示(安佐北区)第141号

平成26年12月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月19日から平成27年1月8日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日     |
|-------|------------|------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐北2区716号線 | 安佐北区深川七丁目312番1地先から<br>安佐北区深川七丁目307番3地先まで | 平成26年12月19日 |

広島市告示(安芸区)第118号

平成26年12月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成26年12月3日から同月17日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等            | 所在(起点及び終点)                             |
|----|-----------------|----------------------------------------|
| 水路 | K4-G-42-1-28号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5387番4地先から中野東四丁目5387番4地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-29号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番1地先から中野東四丁目5395番1地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-30号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番1地先から中野東四丁目5395番1地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-31号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5394番1地先から中野東四丁目5394番1地先まで |

|    |                 |                                        |
|----|-----------------|----------------------------------------|
| 水路 | K4-G-42-1-32号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5409番3地先から中野東四丁目5409番3地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-33号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5409番4地先から中野東四丁目5409番3地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-34号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番1地先から中野東四丁目5395番1地先まで |

広島市告示(安芸区)第119号

平成26年12月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成26年12月3日から同月17日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等            | 所在(起点及び終点)                             |
|----|-----|-----------------|----------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K4-G-42-1-7号水路  | 広島市安芸区中野東四丁目5395番地先から中野東四丁目5395番地先まで   |
|    | 新   | K4-G-42-1-7号水路  | 広島市安芸区中野東四丁目5395番1地先から中野東四丁目5395番1地先まで |
| 水路 | 旧   | K4-G-42-1-10号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5394番地先から中野東四丁目5409番2地先まで  |
|    | 新   | K4-G-42-1-10号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5394番3地先から中野東四丁目5394番3地先まで |
| 水路 | 旧   | K4-G-42-1-12号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5409番2地先から中野東四丁目5409番2地先まで |
|    | 新   | K4-G-42-1-12号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5409番4地先から中野東四丁目5409番4地先まで |
| 水路 | 旧   | K4-G-42-1-27号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番地先から中野東四丁目5395番地先まで   |
|    | 新   | K4-G-42-1-27号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番5地先から中野東四丁目5395番5地先まで |

広島市告示(安芸区)第120号

平成26年12月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成26年12月3日から同月17日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

|    |                |                                      |
|----|----------------|--------------------------------------|
| 区分 | 路線名等           | 所在(起点及び終点)                           |
| 水路 | K4-G-42-1-8号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番地先から中野東四丁目5395番地先まで |
| 水路 | K4-G-42-1-9号水路 | 広島市安芸区中野東四丁目5395番地先から中野東四丁目5395番地先まで |

広島市告示(安芸区)第121号

平成26年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第122号

平成26年12月15日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、12月12日に広島市西部自転車等保管場所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第123号

平成26年12月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 平成26年12月18日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目 602番1の一部・602番2の一部・602番3の一部
- 4 幅員 4.2メートル
- 5 延長 30.1メートル

広島市告示(安芸区)第124号

平成26年12月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成26年12月18日
- 3 道路の位置 広島市安芸区瀬野五丁目1689番6,1690番1の一部,1690番2の一部,1689番6地先里道~1690番2地先里道
- 4 幅員 4.20~6.00メートル
- 5 延長 76.32メートル

広島市告示(佐伯区)第192号

平成26年12月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第193号

平成26年12月2日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年11月29日に広島市西部自転車等保管場所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第194号

平成26年12月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月3日から平成26年12月17日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|--------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯2区147号線 | 佐伯区利松三丁目551番地1地先から佐伯区利松三丁目859番地3地先まで | 旧   | メートル<br>2.80<br>~<br>6.00 | メートル<br>91.00 |
|       |           |                                      | 新   | メートル<br>4.20<br>~<br>7.40 | メートル<br>91.00 |

広島市告示（佐伯区）第195号

平成26年12月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月3日から平成26年12月17日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始                                    | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|-----------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯2区147号線 | 佐伯区利松三丁目551番1地先から<br>佐伯区利松三丁目859番地3地先まで | 平成26年12月3日 |

広島市告示（佐伯区）第196号

平成26年12月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第197号

平成26年12月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第198号

平成26年12月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第199号

平成26年12月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第200号

平成26年12月9日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第201号

平成26年12月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第202号

平成26年12月12日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第203号

平成26年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第204号

平成26年12月15日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成26年12月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(佐伯区)第205号

平成26年12月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり許可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名称
彩が丘連合町内会
2 規約に定める目的
本会は、彩が丘第1・彩が丘第2町内会と連携を密にし、相互扶助の精神に則り、生活の改善向上並びに共同、福祉の増進を図り、町内会員の親睦を期することを目的とする。
3 区域
広島市佐伯区河内南一丁目全域及び河内南二丁目全域
4 事務所
広島市佐伯区河内南二丁目18番21号
5 代表者名及び住所
雨瀧 弘和
広島市佐伯区河内南二丁目18番21号
6 裁判所による代表者職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無
無
7 代理人の有無
無
8 許可年月日
平成26年12月15日(決裁完了日)

広島市告示(佐伯区)第206号

平成26年12月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第207号

平成26年12月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月25日から平成27年1月14日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. It details the change in road width for the 佐伯5区181号線.

広島市告示(佐伯区)第208号

平成26年12月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月25日から平成27年1月14日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始, 供用開始の期日. It details the start of road use for the 佐伯5区181号線.

区告示

広島市中区告示第5号

平成26年12月3日

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定



により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市中区長 城 一 博

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日  
平成26年12月3日

~~~~~  
広島市東区告示第9号

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市東区長 西 村 正

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日
平成26年12月3日

~~~~~  
**広島市南区告示第5号**

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市南区長 田 原 範 朗

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日  
平成26年12月3日

~~~~~  
広島市西区告示第5号

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市西区長 岩 崎 静 二

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日
平成26年12月3日

~~~~~  
**広島市安佐南区告示第7号**

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市安佐南区長 吉 原 武

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日  
平成26年12月3日

~~~~~  
広島市安佐北区告示第9号

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市安佐北区長 藤 本 誠

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地
東京都千代田区一番町25番地

3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日

平成26年12月3日

広島市安芸区告示第4号

平成26年12月3日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市安芸区長 大東和 政 仁

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
2 所在地
東京都千代田区一番町25番地
3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日

平成26年12月3日

広島市佐伯区告示第3号

平成26年12月2日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により、通知カード・個人番号カード関連事務を次のとおり委任しました。

広島市佐伯区長 国本善平

- 1 通知カード・個人番号カード関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
2 所在地
東京都千代田区一番町25番地
3 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日

平成26年12月3日

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第7号

平成26年12月2日

平成26年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおり

です。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國 則昭

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第1項(市の事務の執行に関する監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,966人

- 2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,532人

- 3 地方自治法第80条第1項(議員の解職の請求)及び地方自治法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

Table with 2 columns: District Name and Number of Electors. Includes rows for 中区, 東区, 南区, 西区, 安佐南区, 安佐北区, 安芸区, 佐伯区.

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

158,042人

広島市選挙管理委員会告示第8号

平成26年12月2日

平成26年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國 則昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,961人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,505人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 35,601人
- 東 区 32,316人
- 南 区 37,954人
- 西 区 50,043人
- 安佐南区 61,077人
- 安佐北区 40,946人
- 安芸区 21,245人
- 佐伯区 36,832人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

158,006人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所 3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第25号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所 3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所2階第1会議室
 - 2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所2階第1会議室
 - (2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市中区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
広島市立国泰寺中学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市中区選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しま

した。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

開票管理者	住所	広島市中区白島九軒町19番12号
	氏名	安村和幸
同上職務代理者	住所	広島市安芸区船越四丁目19番21号
	氏名	城一博

広島市中区選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所2階第1会議室
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時20分

広島市中区選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所2階第1会議室
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市中区選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市東区選挙管理委員会告示第13号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第14号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第15号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所 3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号

広島市東区選挙管理委員会告示第16号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所 3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区選挙管理委員会告示第17号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第18号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第19号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所2階区長応接室
2 日 時 平成26年12月2日 午後5時20分
ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所3階第5会議室
- (2) 日 時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市東区選挙管理委員会告示第20号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区光町二丁目15番8号
広島市立二葉中学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第21号
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

開票管理者	住所	広島市東区牛田本町五丁目10番1号
	氏名	前川 秀雅
同上職務代理者	住所	広島市佐伯区美鈴が丘東一丁目1番5号
	氏名	西村 正

広島市東区選挙管理委員会告示第22号
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所3階第5会議室
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時20分

広島市東区選挙管理委員会告示第23号
平成26年12月2日

開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を定めることについて

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区役所3階第5会議室

- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場所を定めることについて

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市東区選挙管理委員会告示第25号

平成26年12月11日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙等における広島市東区温品第二投票区投票所の投票管理者及び牛田第一投票区投票所の投票管理者が辞任したため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり新たに選任する。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 4階第4会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第25号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 4階第4会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時00分	午後6時00分

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時00分

広島市南区選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票

区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所4階講堂

2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場所 上記に同じ。

(2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市南区選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区東本浦町18番1号
広島市立広島工業高等学校体育館

2 日 時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

開票管理者	住所	広島市南区丹那町55番13号
	氏名	大原貞夫
同上職務代理者	住所	広島市佐伯区美鈴が丘西二丁目4番4号
	氏名	田原範朗

広島市南区選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所4階講堂

2 日 時 平成26年12月11日 午後5時20分

広島市南区選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所4階講堂

2 日 時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市南区選挙管理委員会告示第34号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査にお

ける審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第25号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の

規定により、次のとおり指定します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区
の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭
和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和
25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のと
おり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日
前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙
法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定によ
り読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭
和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のと
おり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に
おける公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3
項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を
定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所4階研修室
- 2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった
場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所4階研修室

- (2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市西区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票
の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第
63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区観音本町二丁目1番26号
広島市立観音小学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票
管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年
法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政
令第89号）第67条第1項の規定により、下記のとおり選任し
ました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

開票管理者	住所	広島市西区観音町2番20-12 03号
	氏名	爲末和政
同上職務代理者	住所	広島市安佐南区長束二丁目1番20- 904号
	氏名	岩崎静二

広島市西区選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に
おける開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべ
き者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団
体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを
行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所2階区長応接室
- 2 日時 平成24年12月11日 午後5時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に

おける開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所2階区長応接室
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市西区選挙管理委員会告示第34号

平成26年12月8日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理する者の辞任に伴い新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第14号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第15号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第16号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部邦昭

期日前投票所開設場所	所在地
広島市安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会

委員長 渡部 邦 昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第18号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第19号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所4階講堂
 - 2 日 時 平成26年12月2日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所4階講堂
 - (2) 日 時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第20号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
広島市立沼田高等学校体育館
- 2 日 時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第21号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

開票管理者	住 所	広島市安佐南区緑井三丁目35番13号
	氏 名	渡部 邦 昭
同上職務代理者	住 所	広島県廿日市市地蔵前二丁目23番6号
	氏 名	吉原 武

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所4階講堂
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時20分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所4階講堂
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

掲示を行う場所 別紙のとおり。
別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第25号
平成26年12月12日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者が辞任したことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第26号
平成26年12月14日

広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙の期日等を、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第3項の規定により、次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 選挙期日 平成27年2月19日
- 2 投票の時間 午前9時から午後4時まで
- 3 選挙区及び選挙すべき総代の数 第一区選挙区 18人
第二区選挙区 15人

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第27号
平成26年12月14日

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第11条第1項の規定による広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の総代総選挙に用いる投票用紙を次のとおり定める。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

次のとおり 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第25号
平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第26号
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第27号
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安佐北区役所1階第一会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第28号
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

期日前投票所開設場所	所在地
広島市安佐北区役所1階第一会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所4階講堂
 - 2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所4階講堂
 - (2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
広島市立安佐北高等学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり

選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

開票管理者	住所	広島市安佐北区亀崎一丁目26番20号
	氏名	秦 清
同上職務代理者	住所	広島県廿日市市阿品台北33番11号
	氏名	藤本 誠

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所4階講堂
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時20分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第34号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所4階講堂
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第35号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

掲示を行う場所 別紙のとおり。
別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第36号

平成26年12月4日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第25号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで

広島市安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地の2	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで
広島市安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号	平成26年12月3日から平成26年12月13日まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

期日前投票所開設場所	所在地
広島市安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日
 平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所5階講堂
 - 2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所5階講堂
- (2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第30号**  
 平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
 広島市立矢野中学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第31号
 平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒井秀則

開票管理者	住所	広島市安芸区矢野南五丁目13番6号
	氏名	荒井秀則
同上職務代理者	住所	広島市東区戸坂桜東町10番24号
	氏名	大東和 政仁

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第32号**  
 平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
 広島市安芸区役所5階講堂
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時20分

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第33号
 平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所5階講堂
- 2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第34号**  
 平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
 委員長 荒井秀則

別紙 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第35号
 平成26年12月2日

昭和55年広島市安芸区選挙管理委員会告示第17号による安芸区の投票区の設置の告示中表の一部を、別紙のとおり変更しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
 委員長 荒井秀則

別紙 略

~~~~~  
**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第22号**  
 平成26年12月1日

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設

置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第23号  
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第24号  
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所開設場所           | 所在地                | 期間                            |
|----------------------|--------------------|-------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>6階604会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  | 平成26年12月3日から<br>平成26年12月13日まで |
| 広島市佐伯区役所<br>湯来出張所    | 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地 | 平成26年12月3日から<br>平成26年12月13日まで |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第25号  
平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所開設場所           | 所在地               |
|----------------------|-------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>6階604会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 投票区     | 投票所施設名 | 投票所を開く時刻 | 投票所を閉じる時刻 |
|---------|--------|----------|-----------|
| 第二十一投票区 | 白川集会所  | 午前7時00分  | 午後6時00分   |
| 上多田投票区  | みどり会館  | 午前7時00分  | 午後6時00分   |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における、投票管理者及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
 広島市佐伯区役所3階応接会議室

2 日時 平成26年12月2日 午後5時20分  
 ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

(1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
 広島市佐伯区役所3階応接会議室

(2) 日時 平成26年12月11日 午後5時40分

~~~~~

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

1 開票の場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
 広島市立五日市中学校体育館

2 開票の日時 平成26年12月14日 午後9時20分開始

~~~~~

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第31号**

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
 委員長 久笠信雄

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 開票管理者   | 住所 広島市佐伯区吉見園5番10号<br>氏名 久笠 信雄    |
| 同上職務代理者 | 住所 広島市西区己斐上二丁目42番13号<br>氏名 国本 善平 |

~~~~~

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
 広島市佐伯区役所3階応接会議室

2 日時 平成26年12月11日 午後5時20分

~~~~~

**広島市佐伯区選挙管理委員会告示第33号**

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
 委員長 久笠信雄

1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
 広島市佐伯区役所3階応接会議室

2 日時 平成26年12月11日 午後5時30分

~~~~~

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第34号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
 委員長 久笠信雄

掲示を行う場所 別紙のとおり
 別紙 略

~~~~~

**広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号**

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
 委員長 安村和幸

不在者投票の投票記載場所  
 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
 広島市中区役所3階第6会議室

~~~~~

広島市東区選挙管理委員長告示第1号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
 委員長 前川秀雅

不在者投票の投票記載場所
 広島市東区東蟹屋町9番38号
 広島市東区役所3階第3会議室

広島市東区温品五丁目1番18号
 広島市東区役所温品出張所
 ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとする。
 広島市東区東蟹屋町9番38号
 広島市東区役所3階第3会議室

広島市東区選挙管理委員長告示第2号

平成26年12月10日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀雅

不在者投票の投票記載場所
 広島市東区馬木三丁目26番2-4号
 虹の里第2特別養護老人ホーム

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所
 広島市南区皆実町一丁目5番44号
 広島市南区役所4階第4会議室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、広島市公職選挙事務取扱規程第46条の規定により、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末 和政

不在者投票の投票記載場所
 広島市西区福島町二丁目2番1号
 広島市西区役所2階第1会議室

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

不在者投票の投票記載場所
広島市安佐南区古市一丁目33番14号 広島市安佐南区役所1階第2会議室
広島市安佐南区緑井六丁目29番28号 広島市安佐南区役所佐東出張所
広島市安佐南区祇園二丁目48番7号 広島市安佐南区役所祇園出張所
広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1 広島市安佐南区役所沼田出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所1階第2会議室

広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所
 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
 広島市安佐北区役所1階第一会議室
 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
 広島市安佐北区役所白木出張所
 広島市安佐北区深川五丁目13番7号
 広島市安佐北区役所高陽出張所
 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
 広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所
 ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。
 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
 広島市安佐北区役所1階第三会議室

広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成26年12月2日

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

不在者投票の投票記載場所
 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
 広島市安芸区役所3階第1会議室

広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成26年12月2日
平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所6階604会議室
広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
広島市佐伯区役所湯来出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所6階604会議室

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第9号

平成26年12月24日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表小河内の項を削り、飯室の項中「安佐北区の安佐町大字飯室」の右に「安佐町大字小河内」を加える。

別表第1の(2)の表清和の項中「小河内小学校の学区」を削る。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第16号

平成26年12月1日

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定に基づき、選挙に係る個人演説会等の開催のために必要な設備の程度を別表1、個人演説会等の施設（設備を含む。）の使用のために候補者等が納付すべき費用額を別表2のとおり定める。

広島市教育長 尾形完治

別表1及び別表2略

広島市教育委員会告示第17号

平成26年12月18日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

1 日時 平成26年12月24日（水） 午後1時30分から

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開議題】

- (1) 平成27年広島市成人祭の開催について（報告）
- (2) 平成26年度「えべっさん」における暴走族等の状況について（報告）
- (3) 平成26年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告）
- (4) 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案）

広島市教育委員会告示第18号

平成26年12月22日

平成26年12月18日付け広島市教育委員会告示第17号で告示した広島市教育委員会議（定例会）の議題に、次の議題を追加する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

議題

【非公開予定議題】

- (5) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第19号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市国際青年会館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市国際青年会館条例（平成2年広島市条例第39号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

1 指定に係る公の施設

広島市国際青年会館

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで